

2024年2月29日

アセットマネジメントOne株式会社

議決権行使ガイドライン改定について

アセットマネジメントOne株式会社（東京都千代田区、取締役社長 杉原規之、以下 AM-One）は、議決権行使に関するガイドラインを改定し、2024年4月総会より適用いたします。

主な改定点は以下のとおりです。

【国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準】

2023年9月29日付リリースにてお伝えした通り、投資先企業の資本効率の向上を促すべく、議案判断にあたり参照する各種資本効率性・株主還元の指標の見直しを軸に、改定します。

1. 基本的な考え方、運営について

資本効率や株価を意識した経営を投資先企業へ促すメッセージとして、資本効率の目標水準を明記しました。議決権行使におけるエンゲージメントとの関係について、記載を整理しました。

2. 取締役の選任

業績基準の一つとして、株価を意識した経営を促す観点から、TSR 基準を導入します（TSR = Total Shareholder Return：株価騰落と配当金による株主総利回り）。また、この基準として導入している ROE 基準において、救済条項として機能していた表記を削除します。

政策保有株式の過剰保有と判断する基準として、総資産比率を削除するとともに、純資産比率のしきい値を厳格化します。

気候変動に関する取組み状況が著しく遅れている場合、代表取締役選任に反対とすることを明記しました。

3. 剰余金処分

過少配当と判断する基準を見直すとともに、平均して資本効率が低い場合において求める総還元性向の水準を引き上げることとします。

4. その他

取締役会の構成に関して当社基準に抵触した場合、指名委員会等設置会社の場合は指名委員会構成員に反対することとしました。

株主提案において、提案内容に関連した企業側による取組み進捗が十分であると考えられる場合、反対対象となることを明記しました。

その他、議決権行使運営フローの一部変更に伴い、文章を一部変更しました。

【不動産投資信託の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準】

国内株式部分の変更と整合性を確保するため、文章を一部変更しました。

【外国株式の議決権行使に関するガイドライン】

国内株式部分の変更と整合性を確保するため、文章を一部変更しました。

改定後の議決権行使基準の詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準_20240401 \(PDF\)](#)
(ご参考) 改定前からの変更点

[不動産投資信託の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準_20240401 \(PDF\)](#)
(ご参考) 改定前からの変更点

[外国株式の議決権行使に関するガイドライン_20240401 \(PDF\)](#)
(ご参考) 改定前からの変更点

以上

【アセットマネジメントOneについて】

アセットマネジメントOneは、2016年10月に発足した資産運用会社です。「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域における運用資産残高(※)は、約65兆円と国内有数の規模を誇ります。AM-Oneがこれまで培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、「投資の力で未来をはぐくむ」をコーポレート・メッセージに掲げる資産運用会社として、グローバル運用リサーチ体制に支えられた伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略 等、個人投資家や機関投資家の多様な運用ニーズに対し、最高水準のソリューションの提供をめざします。

※運用資産残高は2023年12月末時点。

公式HP <https://www.am-one.co.jp/>

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

